

令和7(2025)年3月

有料老人ホーム事業者に対する集団説明会



保健福祉部 指導監査課 高齢者事業担当

説明内容

- 1 有料老人ホーム制度について
- 2 栃木県有料老人ホーム設置運営指導指針について
- 3 立入検査における指導事項等について
- 4 事故報告等について
- 5 令和7年度立入検査実施予定

【資料中の略語】

法…老人福祉法(昭和38年法律第133号)

国標準指導指針…有料老人ホーム設置運営標準指導指針

県指導指針…栃木県有料老人ホーム設置運営指導指針

県指導要綱…栃木県有料老人ホーム設置運営指導要綱

1(1) 有料老人ホーム制度の概要①

1 有料老人ホームの法的位置付け

老人を入居させ、①入浴、排せつ若しくは食事の介護、②食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるもの※₁(以下「介護等」という。)の供与(他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。)をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設※₂でないもの(法第29条第1項)

※1 厚生労働省令で定める便宜＝③洗濯、掃除等の家事又は④健康管理

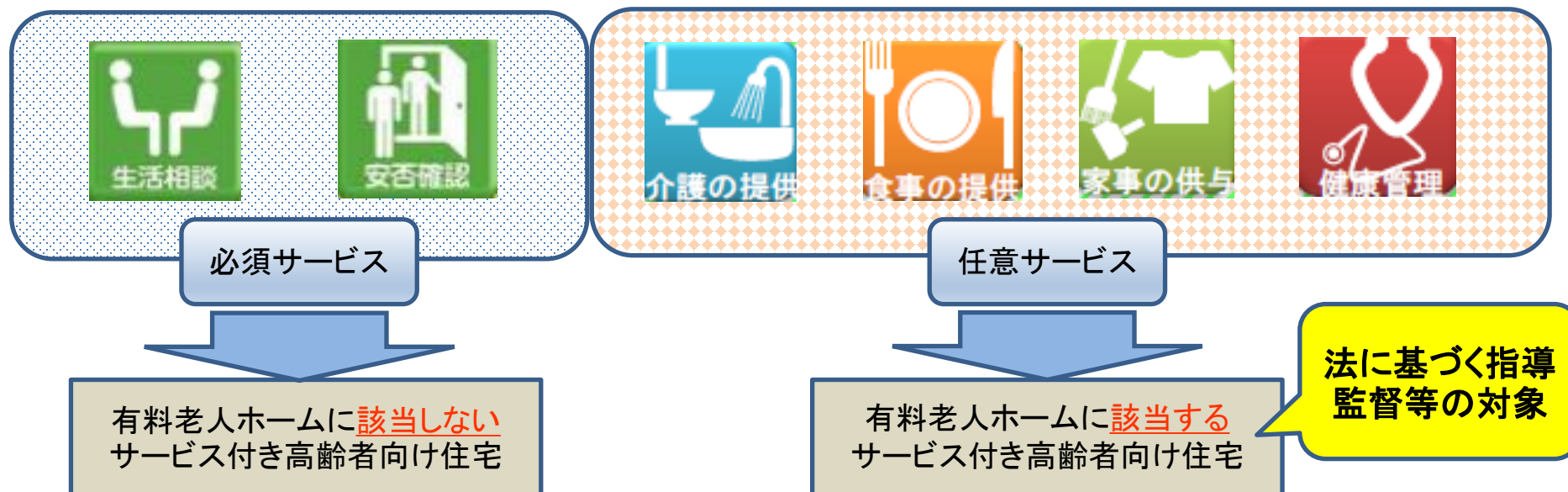
※2 厚生労働省令に規定なし

- ▷ 設置に当たっては都道府県知事等への届出が必要
└ サービス付き高齢者向け住宅の登録受けている場合は不要
- ▷ 設置主体は株式会社、有限会社、社会福祉法人、NPO法人等

1(1) 有料老人ホーム制度の概要②

2 有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅について

- サービス付き高齢者向け住宅の事業者が、住宅事業の一部として、有料老人ホームの要件となっている「①介護の提供」「②食事の提供」「③家事の供与」「④健康管理」のいずれかを実施している場合、そのサービス付き高齢者向け住宅は「有料老人ホーム」に該当
- 有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅は、法に基づく指導監督等の対象



1(1) 有料老人ホーム制度の概要③

国標準指導指針について(厚生労働省老健局長通知)が平成30年4月に改正され、以下のとおり有料老人ホームの定義が明確化

○ 改正前

複数の者が入居する施設で、老人とそれ以外の者が混在して入居しているものであっても、老人が1人でも入居サービス及び介護等サービスを受けている場合には、当該老人が利用している部分は有料老人ホームとして取り扱う。



○ 改正後(現行)

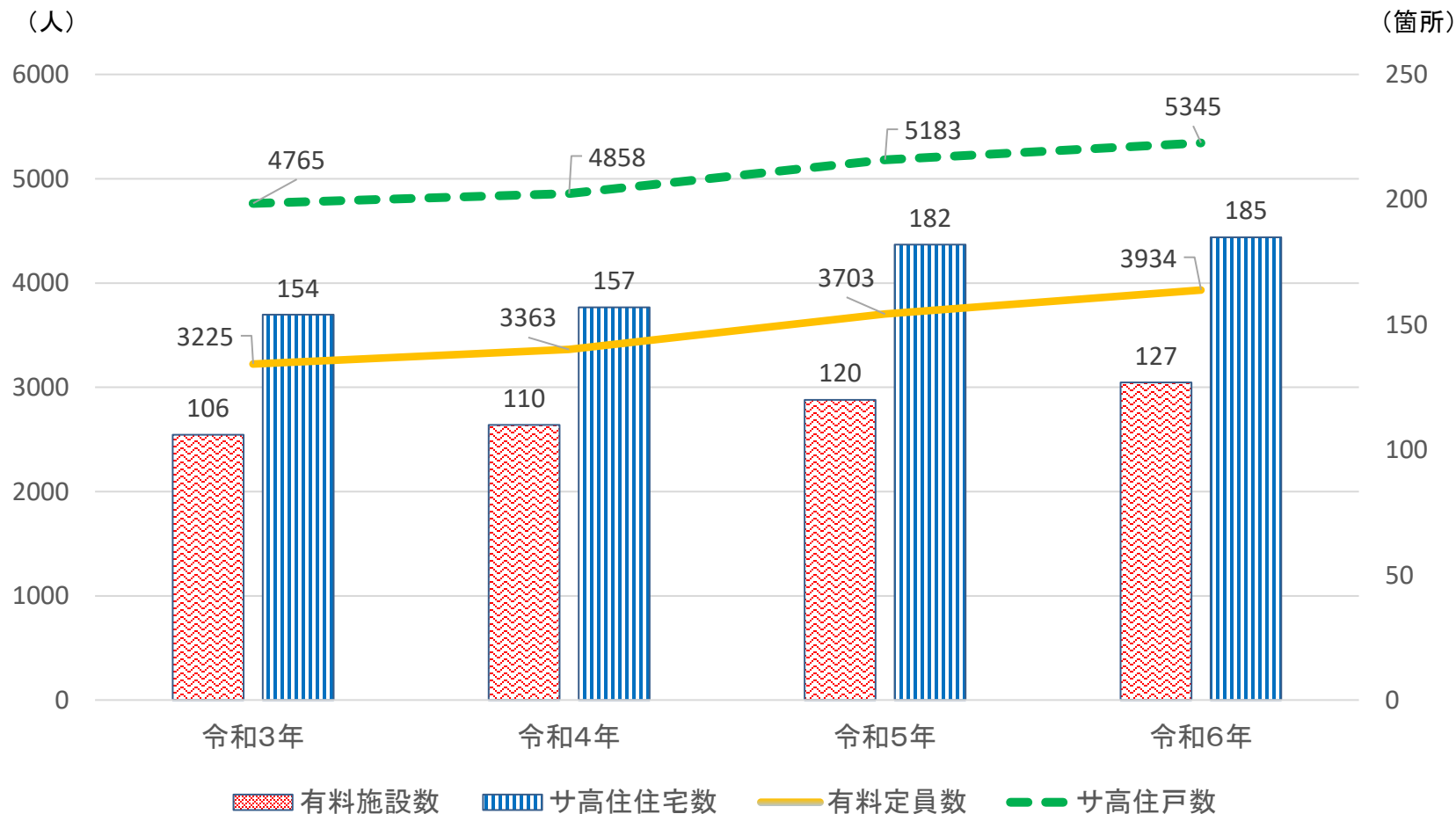
入居要件を専ら老人に限らず、老人以外も当然に入居できるようなものは有料老人ホームには当たらない。

ただし、以下の場合には有料老人ホームとして取り扱う。

- ① 入居要件では老人以外も入居できるとしつつ、意図的に老人を集めて入居させているもの→施設全体を有料老人ホームとして取り扱う。
- ② 施設の一部については専ら老人を入居要件とするもの→当該老人が利用している部分を有料老人ホームとして取り扱う。

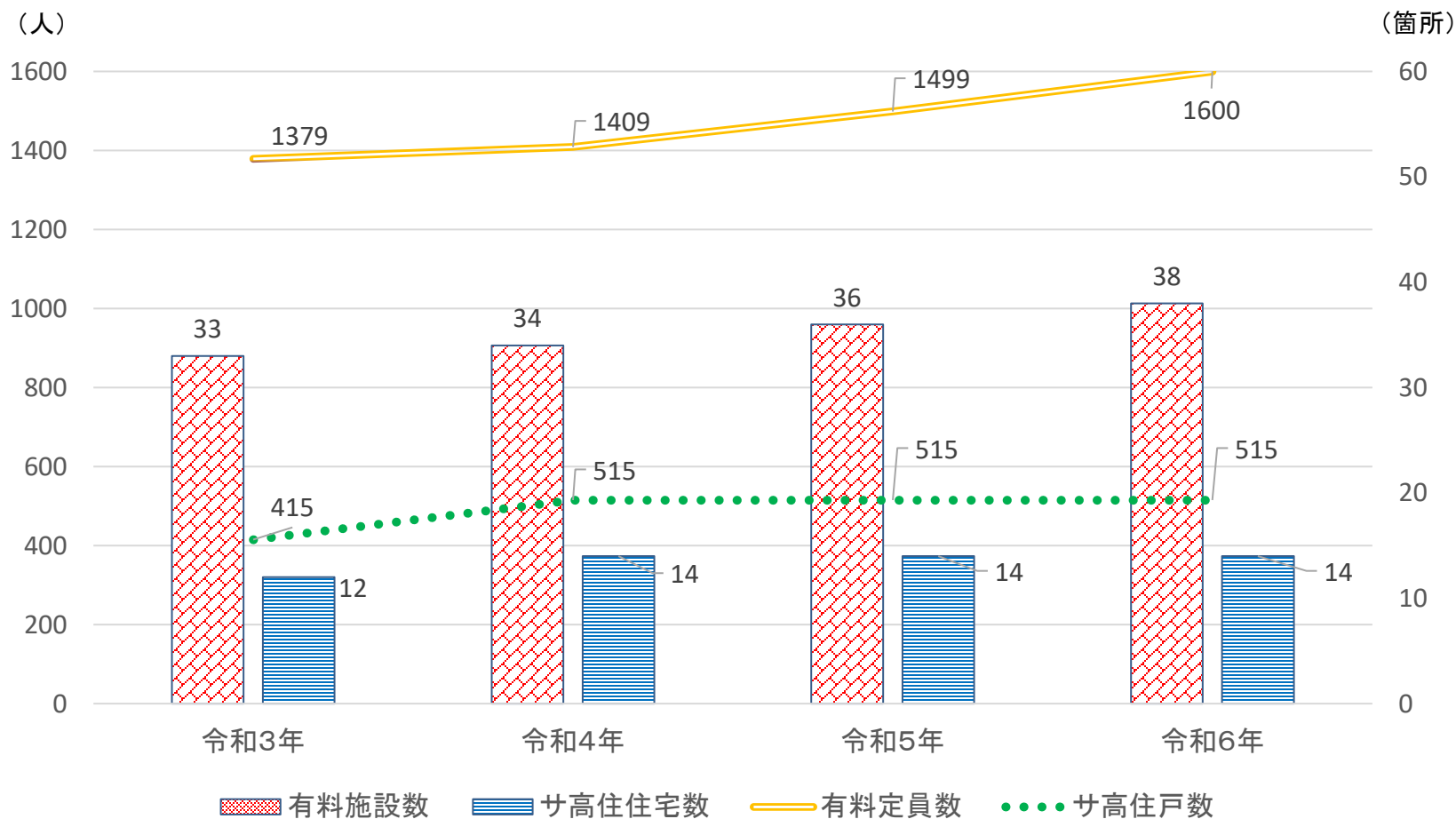
1(2)県内における有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の状況①

各施設・住宅数(届出・登録ベース、各年4月1日現在)



1(2)県内における有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の状況②

特定施設入居者生活介護の指定を受けた各施設・住宅数(届出・登録ベース、各年4月1日時点)



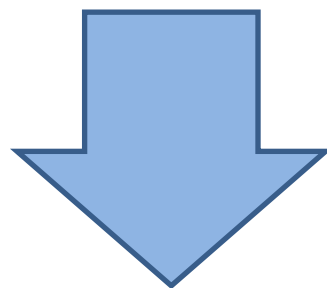
2(1) 栃木県有料老人ホーム設置運営指導指針の位置付け①

国標準指導指針と県指導指針等の関係性

国標準指導指針

国が示した、県指導指針の
ベース(参考)となるもの

有料老人ホームの設置運営標準指導指針について
(平成14年7月18日老発第0718003号厚生労働省老健局長通知)



国標準指導指針を踏まえ、
当県の地域性を考慮した指導基準を制定(明確化)

県指導指針

指針・要綱等の掲載場所(県HP)は[こちら](https://www.pref.tochigi.lg.jp/e03/welfare/kouresha/fukushishisetsu/1257915063906.html)↓↓
<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e03/welfare/kouresha/fukushishisetsu/1257915063906.html>

具体的な事務処理手続等について
制定したもの

県指導要綱

2(1) 栃木県有料老人ホーム設置運営指導指針の位置付け②

- 有料老人ホームは、高齢者が長年にわたり生活する場であり、入居者の側からも介護をはじめとするサービスに対する期待が大きいこと、入居に当たり前払金を支払う場合を含めて大きな金銭的負担を伴うことから、行政としてもサービス水準の確保等のために十分に指導を行う必要
- 本県における高齢者福祉の一層の推進と有料老人ホームのより健全な育成を図るため、国標準指導指針を踏まえ、県指導指針を策定
- 有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅については、国標準指導指針改正を受けた県指導指針の改正により、平成27年7月から適用

県指導指針の構成

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| 1 県指針の性格 | 8 <u>職員の配置、研修及び衛生管理等</u> |
| 2 用語の定義 | 9 <u>有料老人ホーム事業の運営</u> |
| 3 基本的事項 | 10 <u>サービス等</u> |
| 4 設置者 | 11 事業収支計画 |
| 5 立地条件 | 12 <u>利用料等</u> |
| 6 規模及び構造設備 | 13 <u>契約内容等</u> |
| 7 既存建物等の活用の場合等の特例 | 14 <u>情報開示</u> |
| | 15 <u>電磁的記録等</u> |

サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合は、4～7及び11の規定は適用なし

2(1) 栃木県有料老人ホーム設置運営指導指針の位置付け③

県指導指針の主な内容

赤字はR7指針の改正により、
変更のあった部分です

8 職員の配置、研修及び衛生管理

職員の配置、職員の研修、職員の衛生管理

9 有料老人ホーム事業の運営

管理規程の制定、名簿の整備、帳簿の整備、個人情報の取り扱い、**業務継続計画の策定**、非常災害対策、衛生管理
緊急時の対応、入居者の安否確認、**医療機関等との連携**、介護サービス事業所との関係、運営懇談会の設置

10 サービス等

サービス提供(食事サービス、相談・助言、健康管理と治療への協力、介護サービス、安否確認又は状況把握、機能
訓練、レクリエーション、身元引受人への連絡、金銭等管理、家族との交流・外出の機会の確保)、職員に対する提供
サービス等の周知徹底、勤務表の作成・管理、**高齢者虐待の防止等の措置**、**身体的拘束等の適正化**

12 利用料等

費用受領する場合の取り扱い、前払い方式の基準

13 契約内容等

契約締結に関する手続、契約内容、消費者契約の留意点、**重要事項の説明**、体験入居、**入居者募集等**、苦情解決の
方法、事故発生の防止の対応、事故発生時の対応

14 情報開示

有料老人ホームの運営に関する情報、前払金を受領する有料老人ホームに関する情報、有料老人ホーム類型の表
示、介護の職員体制に関する情報、**有料老人ホーム情報の報告**

15 電磁的記録等

書面に代えて電磁的記録や電磁的方法により行うことができる場合の規定

2(2)経過措置が終了した規定について

以下の規定は、令和6(2024)年3月で経過措置が終了し、取組が義務化されています。
対応漏れがないか、今一度確認してください。

① 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ【指針8(2)イ】

介護に直接携わる職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の資格者を除く。)の認知症介護基礎研修の受講義務化

② 業務継続に向けた取組の強化【指針9(5)】

感染症や非常災害の発生を想定した業務継続計画の策定及び計画の職員への周知/研修や訓練の実施/計画の定期的な見直し

③ 感染症対策の強化【指針9(7)】

感染症の予防・まん延防止のための対策検討委員会の開催及び検討結果の職員への周知/指針の整備/研修及び訓練の実施

④ 高齢者虐待防止の推進【指針10(4)イ～オ】

虐待防止のための対策検討委員会の開催及び検討結果の職員への周知/指針の整備/研修の実施/担当者の設置

2(3)県指導指針改正(令和7年1月17日適用)の概要①

- 法改正や令和6年度介護報酬改定等を受け、国標準指導指針が一部改正
- 国標準指導指針本文中で創設(改正)された事項について、県指導指針に反映(令和7年1月17日施行)

改正の内容

- ① 医療機関等との連携強化
 - ② やむを得ず身体的拘束等を行う場合の記録の整備
 - ③ 高齢者虐待防止のための取組に関する担当者要件の追加
 - ④ 業務継続計画の策定
 - ⑤ 入居者の募集の適正化
 - ⑥ 重要事項説明書の様式改正
- ※ その他、文言の修正等の所要の改正を実施

2(3)県指導指針改正(令和7年1月17日適用)の概要②

① 医療機関等との連携強化

県指導指針 9 有料老人ホーム事業の運営

(10)医療機関等との連携

ア 入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めておくこと。その際、入居者の急変時等に、相談対応や診療を行う体制を常時確保した協力医療機関を定めるよう努めること。

イ 当該有料老人ホームの設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。

ウ 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。

エ 入居者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入居者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該有料老人ホームに速やかに入居させることができるよう努めること。

2(3)県指導指針改正(令和7年1月17日適用)の概要③

② やむを得ず身体的拘束等を行う場合の記録の整備

県指導指針 10 サービス等

- (5) 入居者に対するサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならないこと。
- (6) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。
また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。
- (7) 身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。
(略)

2(3)県指導指針改正(令和7年1月17日適用)の概要④

③ 高齢者虐待防止のための取組に関する担当者要件の追加

県指導指針 10 サービス等

(4) 設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)に基づき、次の事項を実施すること。

ア(略)

イ 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

ウ 虐待の防止のための指針を整備すること。

エ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

オ イからエまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

当該担当者は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。なお、同一施設内での複数担当の兼務や他の事業所・施設等との担当の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入居者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。

2(3)県指導指針改正(令和7年1月17日適用)の概要⑤

④ 業務継続計画の策定について

県指導指針 9 有料老人ホーム事業の運営

(5) 業務継続計画の策定等

ア 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。計画の策定にあたっては、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。

また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。

イ 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施すること。
なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他の設置者との連携等により行うことも差し支えない。

2(3)県指導指針改正(令和7年1月17日適用)の概要⑥

⑤ 入居者の募集の適正化

県指導指針 13 契約内容等

(6)入居者募集等

ウ 入居募集に当たり、有料老人ホームが、高齢者向け住まいへの入居を希望する者に関する情報の提供等を行う事業者(以下「情報提供等事業者」という。)と委託契約等を締結する場合は、次の事項に留意すること。

(ア) 情報提供等事業者と委託契約等を締結する場合には、例えば、入居希望者の介護度や医療の必要度等の個人の状況や属性に応じて手数料を設定するといった、社会保障費の不適切な費消を助長するとの誤解を与えるような手数料の設定を行わないこと。また、上記のような手数料の設定に応じないこと。

また、情報提供等事業者に対して、入居者の月額利用料等に比べて高額な手数料と引き換えに、優先的な入居希望者の紹介を求めないこと。

(イ) 情報提供等事業者の選定に当たっては、当該情報提供等事業者が入居希望者に提供するサービス内容やその対価たる手数料の有無・金額についてあらかじめ把握することが望ましいこと。

また、公益社団法人全国有料老人ホーム協会、一般社団法人全国介護付きホーム協会及び一般社団法人高齢者住宅協会の3団体で構成する高齢者住まい事業者団体連合会が運営する「高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度」に届出を行い、行動指針を遵守している事業者を選定することが望ましいこと。

2(3) 県指導指針改正(令和7年1月17日適用)の概要⑦

⑥ 重要事項説明書の様式改正

県指導指針 13 契約内容等

(4)重要事項の説明等

令和6年度介護報酬改定や老人福祉法施行規則の改正を踏まえ、重要事項説明書の様式を改正。

今後、利用者への説明や県への定期報告には新しい様式を使用してください。

(主な改正点)

介護サービスの内容(各種加算)/ 医療連携の内容 / 高齢者虐待防止のため及び身体的拘束等適正化のための取組の状況 / 業務継続計画の策定状況 等

10. その他

運営懇談会	1 あり	(開催頻度) 年 回	
	2 なし		
	1 代替措置あり	(内容)	
	2 代替措置なし		
高齢者虐待防止のための取組の状況	虐待防止対策検討委員会の定期的な開催	1 あり	2 なし
	指針の整備	1 あり	2 なし
	定期的な研修の実施	1 あり	2 なし

15

身体的拘束等の適正化のための取組の状況	担当者の配置	1 あり	2 なし
	身体的拘束等適正化検討委員会の開催	1 あり	2 なし
	指針の整備	1 あり	2 なし
	定期的な研修の実施	1 あり	2 なし
	緊急やむを得ない場合に行う身体的拘束その他の入居者の行動を制限する行為(身体的拘束等)を行うこと		
	1 あり	身体的拘束等を行う場合の態様及び時間、入居者の状況並びに緊急やむを得ない場合の理由の記録	1 あり 2 なし
	2 なし		
業務継続計画の策定状況等	感染症に関する業務継続計画	1 あり	2 なし
	災害に関する業務継続計画	1 あり	2 なし
	職員に対する周知の実施	1 あり	2 なし
	定期的な研修の実施	1 あり	2 なし
	定期的な訓練の実施	1 あり	2 なし
	定期的な業務継続計画の見直し	1 あり	2 なし

3 (1) 立入検査の概要

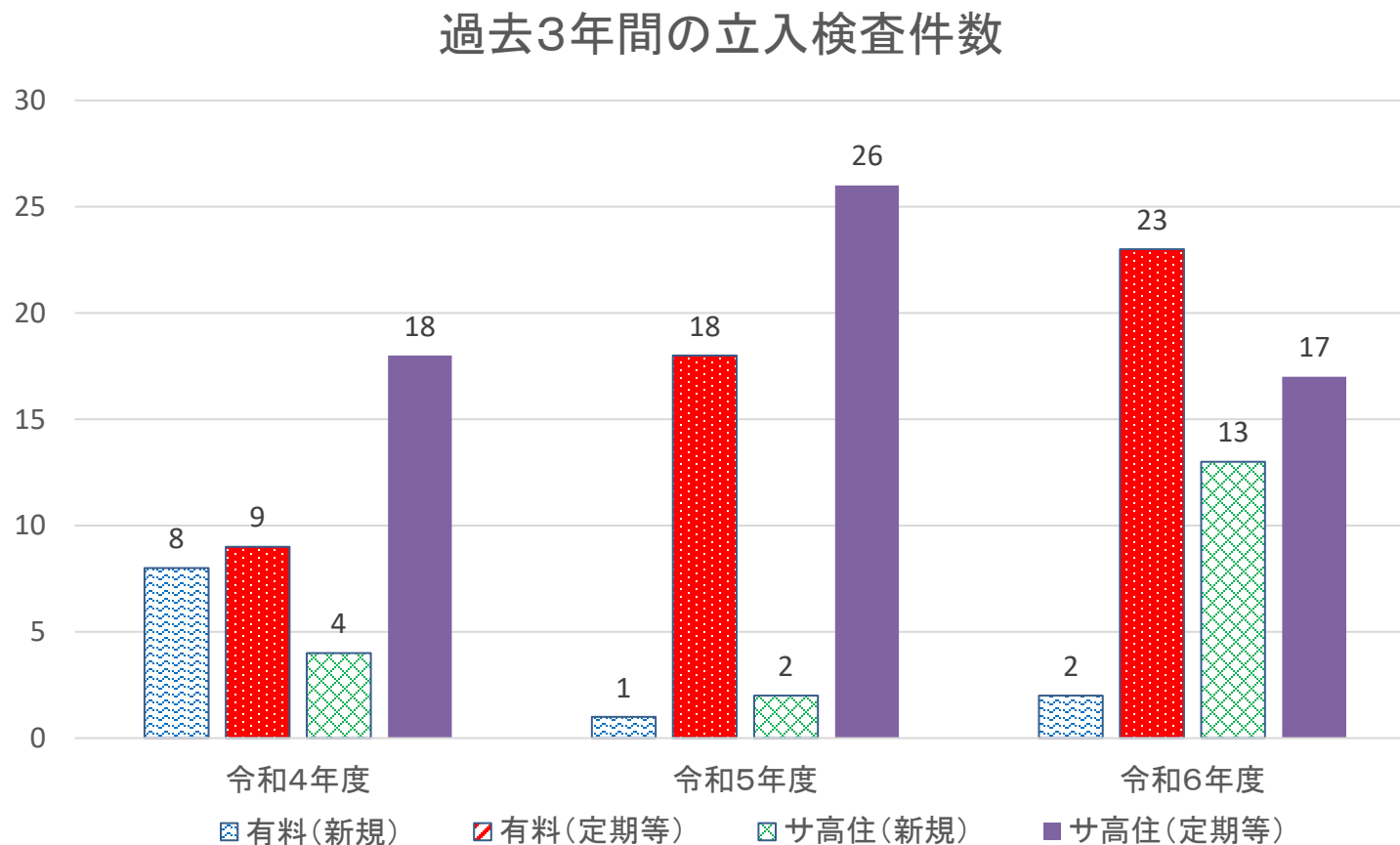
【根拠法令】

老人福祉法（昭和38年法律第133号）

第29条

第13項 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、有料老人ホームの設置者若しくは管理者若しくは設置者から介護等の供与（将来において供与することを含む。）を委託された者（以下「介護等受託者」という。）に対して、その運営の状況に関する事項その他必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該有料老人ホーム若しくは当該介護等受託者の事務所若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

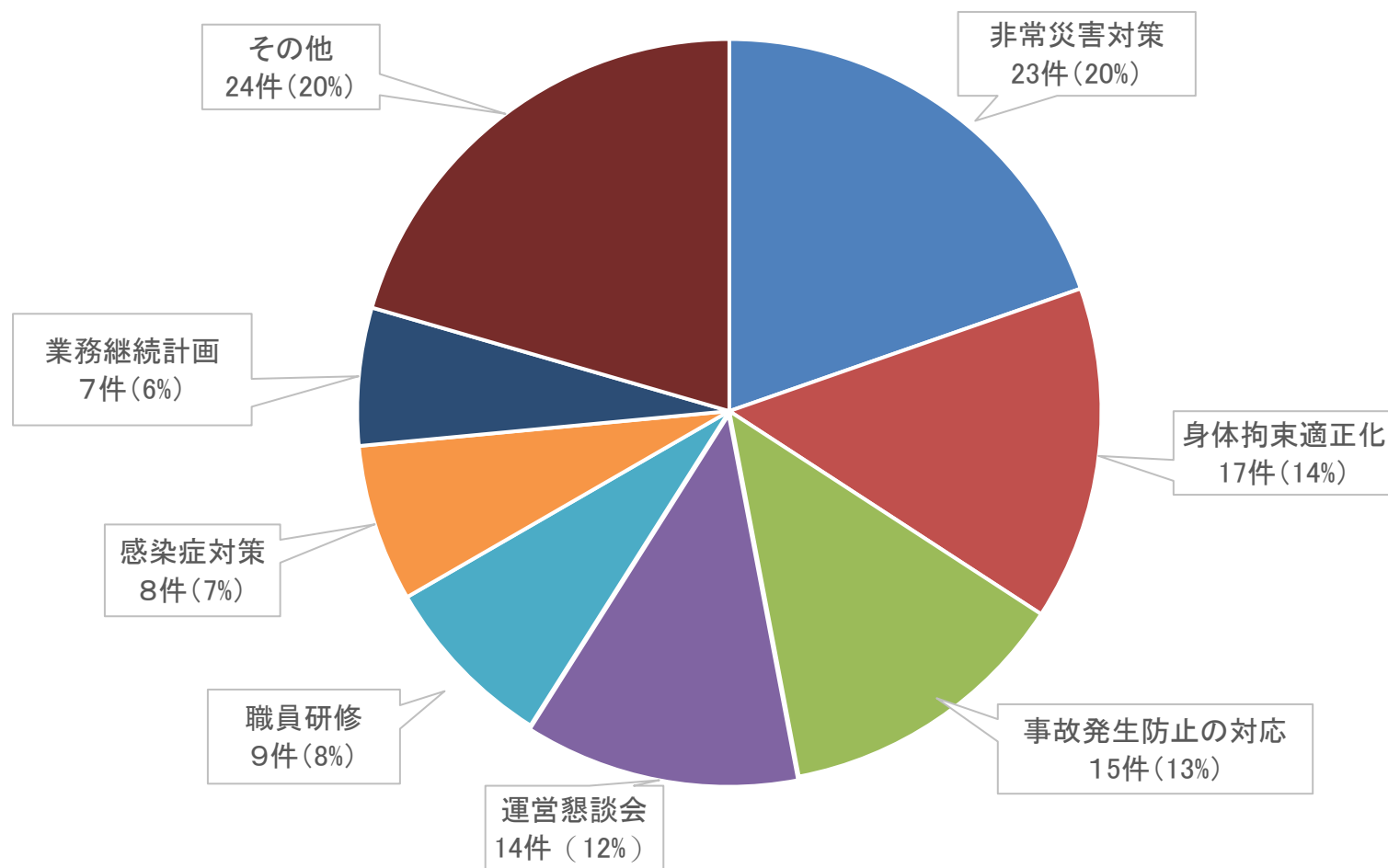
3（2）立入検査における指導事項の概要①



※ 虐待通報等に基づく立入検査件数を除く。

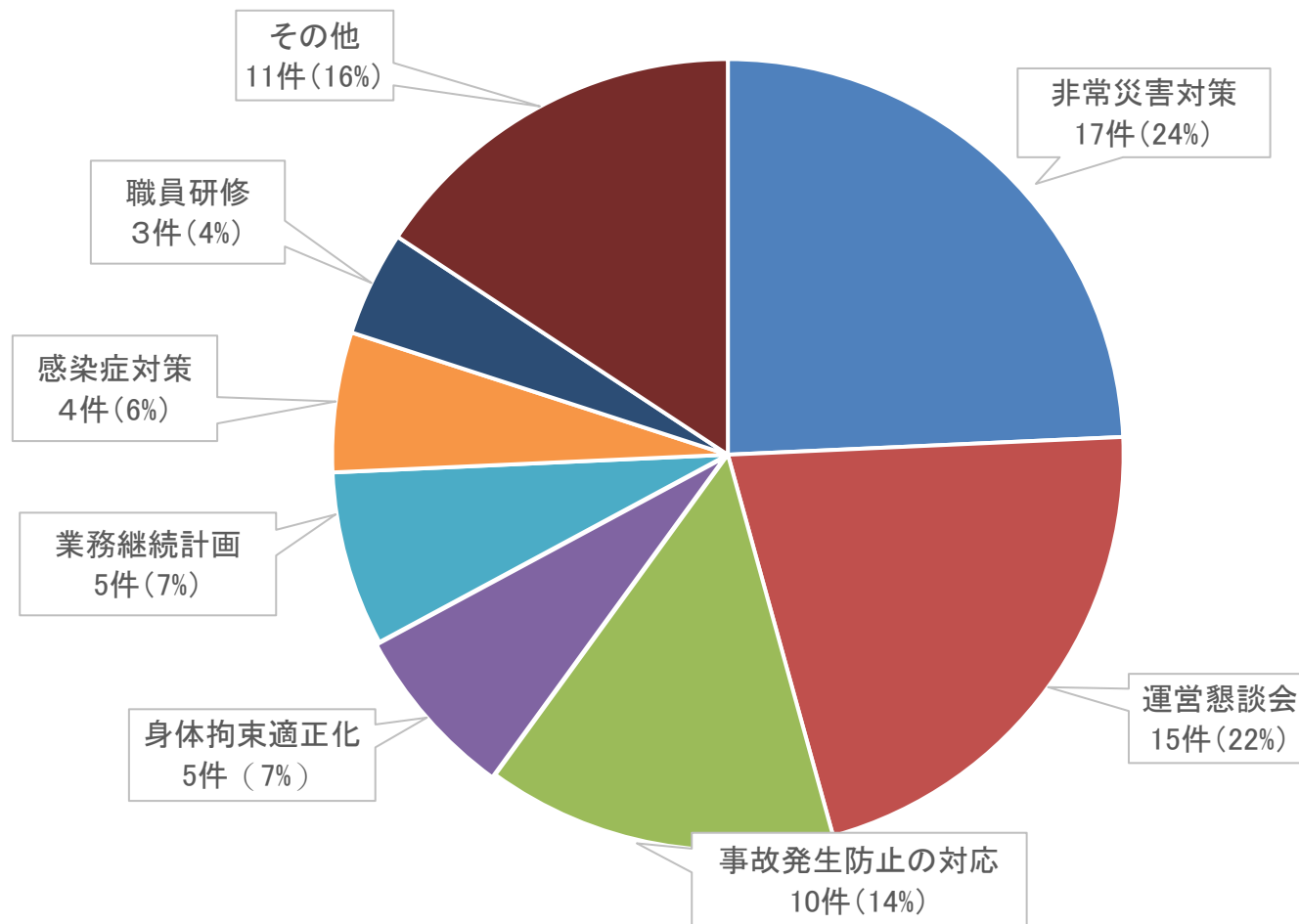
3 (2) 立入検査における指導事項の概要②

令和6年度 立入検査における指導件数(有料)



3 (2) 立入検査における指導事項の概要③

令和6年度 立入検査における指導件数(サ高住)



3 (2) 立入検査における指導事項の概要④

指導事例①

○ 職員研修

【事例】

- ・ 職員に対して、採用時及び採用後の定期研修を実施していない。

【指導】

- ・ 職員に対し、採用時及び採用後において資質の向上のために、研修機関が実施する研修や事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保すること。
- ・ また、直接処遇職員（無資格者）に対する認知症介護基礎研修を受けるために必要な措置を講じること。

【根拠】 県指導指針 8 (2)

- ・ 採用時及び採用後において定期的に研修を実施すること。特に、生活相談員及び直接処遇職員については、高齢者の心身の特性、実施するサービスのあり方及び内容、介護に関する知識及び技術、作業手順等について研修を行うこと。
- ・ 介護に直接携わる職員に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。（有資格者等を除く。）

3 (2) 立入検査における指導事項の概要⑤

指導事例②

○ ハラスメント対策

【事例】

- ・ 職場におけるハラスメントを防止するための取組が行われていない。

【指導】

- ・ 職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発すること。また、相談窓口を設置し、職員に周知すること。

【根拠】 県指導指針 8 (3) イ

- ・ 適正なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するため、職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発するとともに、相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、職員に周知する等、必要な措置を講じること。

3 (2) 立入検査における指導事項の概要⑥

指導事例③

○ 業務継続計画の策定等

【事例】

- ・ 業務継続計画が策定されていないほか、必要な研修及び訓練が計画されていない。

【指導】

- ・ 業務継続計画を策定すること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。

【根拠】 県指導指針 9 (5)

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。
- ・ 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。

3 (2) 立入検査における指導事項の概要⑦

指導事例④

○ 非常災害対策

【事例】

- ・ 風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成していない。
- ・ 消防計画等に基づく消防訓練を実施していない。
- ・ 非常災害対策計画等に基づく災害の発生等を想定した訓練を実施していない。または、訓練を実施しているが、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていない。
- ・ 洪水浸水想定区域内に位置し、要配慮者利用施設に指定されているにもかかわらず、避難確保計画を策定していない、又は計画に基づく訓練を行っていない。

【指導】

- ・ 風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、職員・家族等へ周知すること。
- ・ 消防訓練は、消防計画に定めた回数を、風水害・地震等に対処するための訓練は年1回以上実施すること。地域住民に施設の構造や入居者等の実態を認識してもらい、災害時の協力体制を確保しておくため、訓練へ地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。
- ・ 水防法に基づく避難確保計画を作成し、所在する市町へ提出するとともに、当該計画に基づく訓練を実施し、その結果を同市町へ報告すること。

3 (2) 立入検査における指導事項の概要⑦

【根拠】県指導指針 9 (6)

- ・ 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。なお、「非常災害に関する具体的な計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。

【根拠】水防法（昭和24年法律第193号）第15条の3

- ・ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

【参考】

- ・ 土砂災害警戒区域内に位置し、要配慮者利用施設に指定されている場合には、土砂災害防止法※第8条の2に基づき、避難確保計画を作成し、市町へ提出するとともに、当該計画に基づく訓練を実施し、その結果を同市町へ報告する必要があります。

※土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）

3 (2) 立入検査における指導事項の概要⑧

指導事例⑤

○ 感染症対策

【事例】

- ・ 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催していないほか、指針を整備していない。
- ・ 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修・訓練を実施していない。

【指導】

- ・ 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員へ周知すること。
- ・ 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。
- ・ 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練をそれぞれ定期的（年1回以上※）に実施すること。

※特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設は、年2回以上実施。

3 (2) 立入検査における指導事項の概要⑧

【根拠】県指導指針 9 (7)

- 感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じること。
 - ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
なお、委員会については、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましい。
 - イ 感染症及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - ウ 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

3 (2) 立入検査における指導事項の概要⑨

指導事例⑥

○ 運営懇談会の設置

【事例】

- ・ 管理規程において運営懇談会を開催することとしているが、運営懇談会に関する規程が作成されておらず、開催もされていない。

【指導】

- ・ 運営懇談会に関する規程を作成した上で定期的を開催し、以下の内容について報告し、説明すること。
 - ①入居者の状況
 - ②サービス提供の状況
 - ③管理費、食費その他の入居者が設置者に支払う金銭に関する収支等の内容

【根拠】 県指導指針 9 (12)

- ・ 入居者の積極的な参加を促し、かつ、外部の者等との連携により透明性を確保する観点から、管理者、職員及び入居者等によって構成される運営懇談会を設置し、適切に運営すること。

3 (2) 立入検査における指導事項の概要⑩

指導事例⑦

○ 金銭管理規程の不備

【事例】

- ・ 現金の具体的な管理方法、入居者本人又は身元引受人等への定期的報告を定めた「預り金管理規程」が作成されていない。
- ・ 「預り金管理規程」が作成され、出納帳により管理されているが、入居者等からの現金管理依頼書を提出させていない。

【指導】

- ・ 入居者の金銭等を管理する場合は、金銭等の具体的な管理方法、本人又は身元引受人等への定期的報告等を定めた「預り金管理規程」を作成すること。
- ・ 「預り金管理規程」に基づき、現金管理依頼書を提出させること。

【根拠】 県指導指針10(1)ケ(イ)

- ・ 設置者が入居者の金銭等を管理する場合にあっては、依頼又は承諾を書面で確認するとともに、金銭等の具体的な管理方法、本人又は身元引受人等への定期的報告等を管理規程等で定めること。また、入居者への成年後見制度の周知に努めること。

3 (2) 立入検査における指導事項の概要⑪

指導事例⑧

○ 勤務状況の明確化

【事例】

- ・ 有料老人ホームの勤務表と、併設する介護保険サービス事業所の勤務表が1つの勤務表で作成されており、両方の施設等を兼務する職員の従事する業務の種別に応じた勤務状況が明確になっていない。

【指導】

- ・ 有料老人ホームの職員が、通所介護事業所等の業務を兼務する場合、それぞれが従事する業務の種別に応じた勤務表を作成し、管理すること。

【根拠】 県指導指針10(3)

- ・ 有料老人ホームの職員が、介護保険サービスその他の業務を兼ねる場合にあっては、各職員について、それぞれが従事する業務の種別に応じた勤務状況を明確にする観点から、適切に勤務表の作成及び管理を行うこと。

3（2）立入検査における指導事項の概要⑫

指導事例⑨

○ 虐待の防止

【事例】

- 虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催していない。
- 虐待の防止のための指針が整備されていないほか、職員に対し、虐待の防止のための研修が実施されていない。
- 虐待の防止に関する措置を適切に実施するため、担当者を定めていない。

【指導】

- 虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催し、結果について職員へ周知すること。
- 虐待の防止のための指針を整備すること。指針に基づいた職員への研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上※）を実施すること。
※特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設は、年2回以上実施。
- 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めること。

3 (2) 立入検査における指導事項の概要⑫

【根拠】 県指導指針10(4)

- ・ 設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づき、次の事項を実施すること。
 - ア 同法第5条の規定に基づき、高齢者虐待を受けた入居者の保護のための施策に協力すること。
 - イ 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 - ウ 虐待の防止のための指針を整備すること。
 - エ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
 - オ イからエまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
当該担当者は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。なお、同一施設内での複数担当の兼務や他の事業所・施設等との担当の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入居者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。 ※下線部は、令和7年1月17日から適用

3 (2) 立入検査における指導事項の概要⑬

指導事例⑩

○ 身体的拘束等の適正化

【事例】

- 身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為が不適切に行われている。

【指導】

- 身体的拘束は、入居者の生命又は身体の保護に関する場合であって、「切迫性」・「非代替性」・「一時性」の3要件を満たさない限り、原則として禁止行為であることを施設全体で認識すること。
- 「身体拘束ゼロへの手引き」（厚労省発行）等を参照し、上記3要件への該当性の検討、家族に対する説明を十分に行うとともに、身体的拘束の解除に向けて、施設全体で真摯に取り組むこと。

3 (2) 立入検査における指導事項の概要⑬

【根拠】 県指導指針10(5)、(6)、(7)

- ・ 入居者に対するサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」をいう。）を行ってはならないこと。
- ・ 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。
- ・ 身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - ・ 対策検討委員会を3月に1回以上開催し、結果を介護職員等に周知徹底
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備
 - ・ 介護職員等に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施

3 (2) 立入検査における指導事項の概要⑭

指導事例⑪

○ 重要事項説明書の不備

【事例】

- ・ 重要事項説明書の記載が、管理規程の内容又は実態と整合していない。
- ・ 入居希望者に重要事項説明書を用いて説明を行っているが、説明を行った者及び説明を受けた者の署名が残されていない。

【指導】

- ・ 重要事項説明書と管理規程並びに実態は整合を図ること。
- ・ 説明を行った者及び説明を受けた者の署名を行い、入居契約書と共に保存すること。

【根拠】 県指導指針13(4)ウ

- ・ 入居希望者が、契約内容について十分理解した上で契約を締結できるよう、契約締結前に十分な時間的余裕をもって重要事項説明書について説明を行うこととし、その際には説明を行った者及び説明を受けた者の署名を行うこと。

3 (2) 立入検査における指導事項の概要⑮

指導事例⑫

○ 事故発生の防止

【事例】

- ・ 事故発生の防止のための指針を整備していない。
- ・ 事故発生の防止のための委員会及び職員研修を実施していない。

【指導】

- ・ 事故が発生した場合の対応、事故及びヒヤリハットの報告方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- ・ 施設における事故の発生を防止するため、委員会及び職員研修を定期的（年1回以上）に実施すること。

【根拠】 県指導指針13(8)

- ・ 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備すること。また、それらが記載された指針を整備すること。
- ・ 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

3 (2) 立入検査における指導事項の概要⑬

指導事例⑬

○ 重大事故に係る行政への報告漏れ

【事例】

- 入居者について、医師の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故が発生しているが、県への報告がされていない。

【指導】

- 医師の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故については、県へ報告すること。

【根拠】 県指導指針13(9) ア

- 入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県及び入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。

【根拠】 介護保険施設等における事故等発生時に係る対応について(令和6年12月1日栃木県保健福祉部高齢対策課長通知)

- 医師(施設の勤務医、配置医を含む)の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となったものは、原則として全て報告すること。

3 (2) 立入検査における指導事項の概要⑬

指導事例⑭

○ 服薬事故

【事例】

- ・ 施設・住宅内で発生した事故件数のうち、別人への与薬や落薬等の服薬に関する事故の発生割合が高い。
- ・ 服薬管理に関するマニュアル等が未作成又は作成されているが活用されていない。

【指導】

- ・ 服薬事故は、入居者の生命にかかわる重大な事故であることを職員全員が認識し、服薬の際は、入居者の名前、薬の種類、用法用量等に誤りはないか、複数の職員が声掛けを行うなど、担当職員のミスを未然に防ぐための仕組みについて、施設・住宅内で検討し、服薬に関する事故をゼロにできるよう、施設・住宅全体で取り組むこと。

【根拠】

- ・ 「老人福祉施設等における医薬品の使用の介助について」（平成26年10月1日老高発1001第2号、老振発1001第1号、老老発1001第1号、薬食安発1001第3号）

4(1) 事故発生時の対応及び事故報告書の提出等

事故発生時の対応について

- 入居者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに県及び入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること
(県指導指針第13(9)ア)
- 事故報告の対象については、「介護保険施設等における事故発生時に係る対応について」を参照
- 報告様式は栃木県ホームページに掲載(こちら↓↓)

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e03/welfare/koureisha/fukushishisetsu/1257915063906.ht>

【事故報告の対象】

- ① サービスの提供による**利用者の怪我※又は死亡事故**の発生
※ 医師の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要になったもの
- ② **食中毒及び感染症、結核**の発生(サービス提供に関連して発生したと認められる場合。なお、関連する法令に届出義務がある場合には、これに従うこと。)
- ③ **職員(従業者)の法令違反、不祥事**の発生(利用者の処遇に影響がある場合)
- ④ 利用者又はその家族等に係る**個人情報**の漏洩の発生
- ⑤ その他報告が必要と認められる事故等の発生

4(2)防火対策の徹底

- 平成30年1月に札幌市内で発生した施設の火災事故を受け、施設の防火上の安全確保に向けた取組について、平成30年3月に国通知を発出
- 各施設、住宅においては、消防法及び建築基準法を遵守するとともに、下記の事項について入居者に対する注意喚起を行われたい。

【入居者向けの助言・注意喚起事項】

- ① たばこの吸い殻の管理状況(たばこの吸い殻は、灰皿に水を入れて処理する 等)
- ② ストーブの使用状況(ストーブは、燃えやすい物の近くで使わない 等)
- ③ ガスこんろの使用状況(ガスこんろの周りに、物を置かない 等)
- ④ コンセントや電気コードの使用状況(コンセントは、たこ足配線をしない 等)
- ⑤ 廊下や階段の状況(廊下や階段に、避難の妨げになる物を置かない 等)
- ⑥ 住宅用火災警報器の点検状況(住宅用火災警報器を定期的に点検する 等)

4(3)入居者の安否確認等の徹底

- 令和元年5月に兵庫県明石市内の有料老人ホーム内で、入居者の死亡が長期に渡って確認されない状態が継続された事案が発生
- 各施設においては、県指導指針に基づき、入居者の希望に関わらず、安否確認等（毎日1回以上）を実施すること。
- 具体的な確認方法や注意点は、全国有料老人ホーム協会HP掲載資料を参照

【県指導指針】

10 サービス等

(1)オ 安否確認又は状況把握

入居者が居住部分への訪問による安否確認や状況把握を希望しない場合であっても、電話、居住部分内での入居者の動体を把握できる装置による確認、食事サービスの提供時における確認等その他の適切な方法により、毎日1回以上、安否確認等を実施すること。

5 令和7年度立入検査の実施予定

実施概要

- 有料老人ホームの立入検査は、施設・住宅に対して5年に1回以上実施することを基本
- 令和7年度は、5月中旬から翌年1月下旬までの期間に実施予定
- 立入検査を行う施設・住宅については、実施日の概ね1か月前に文書で通知

準備書類

①入居者名簿、②職員勤務表(シフト表)、③緊急時対応マニュアル、④管理規程、⑤重要事項説明書、⑥研修計画、実施記録、⑦ハラスメントに関する規程、相談記録、⑧入居契約書、⑨前払金に係る書類(返還金等に係る書類を含む)、⑩利用料に係る書類、⑪契約解除手続きに係る書類、⑫金銭管理規程、⑬サービス提供の記録(食事提供、排泄、入浴、健康管理、安否確認等)、⑭献立表、⑮運営懇談会に係る書類、⑯身体的拘束等適正化のための指針、委員会議事録、対応記録、⑰虐待の防止のための指針、委員会議事録、対応記録、⑱感染症対策に関する指針、マニュアル、委員会、訓練の記録、対応記録、⑲苦情解決規程、対応記録、⑳事故発生の防止のための指針、対応記録、委員会の記録、事故報告書、㉑非常災害対策計画、避難訓練の記録、消防署への届出書、㉒業務継続計画、訓練の記録、㉓建物平面図(避難経路が分かるもの)、㉔施設のパンフレット 等